

11月は不法投棄撲滅強化月間です

町では、町民の皆さんが一体となって、清潔できれいなまちづくりの実現を図ることを目的に「開成町きれいなまちをつくる条例」を定め、7月1日から運用しています。この条例では、町民、事業者、町の役割を定めるとともに、きれいで住みよい環境にするために、ごみのポイ捨ての禁止などを定めています。

●環境防災課 ☎84-0314

不法投棄とは

家庭や事業所から出たごみは、定められたルールに従って、正しく処理しなければなりません。なかには定められたルールを無視して、捨ててはならない場所やルールと違う方法でごみが捨てられる場合があります。この行為が不法投棄です。



足柄大橋の下に捨てられたごみ

不法投棄は、条例で規制されているだけでなく、法律によっても禁止され、悪質な場合は罰則を適用される場合もあります。また、土地所有者の方も、ごみを捨てられないよう、その土地を適正に管理しなければなりません。

不法投棄の対策

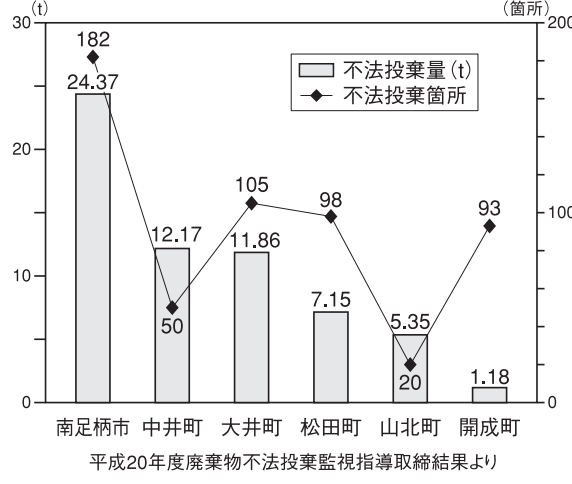
町では、地域の美化推進委員の方と連携し、不法投棄の発見とその処理に努めています。

ごみ置場に決まったルールによらず出されたごみは、地域の美化推進委員の方が、ルールが守られていないことなどを告知するシールを貼り、出した人の自主的な回収を促しています。しかし、その

の多くは自主回収されず、放置されたままとなり、地域の方などが町と連携して処理しています。そのほかにも、不法投棄の多い箇所は、郵便事業株式会社に定期的に見回りをお願いし、その発見に努めています。また、重点箇所に監視カメラや看板を設置し、その防止に努めています。

「ごみゼロアクションinあしがら」が開催されます
神奈川県と足柄上地区1市5町では、連携して不法投棄の未然防止、啓発活動、発生の撤去活動に努めています。その啓発事業の一環として「ごみゼロアクションinあしがら総大会」が開催されます。どなたでも自由に参加できますので、ぜひご参加ください。

図 足柄上地区内の不法投棄の現況(平成20年度)



日時 11月14日(土) 9時30分～12時
会場 大井町中央公民館
内容 クリーンキャンペーン、ごみゼロポスターコンクール表彰式、ごみゼロチャレンジ成果発表、啓発用品の配布など

開成町の健全化判断比率および資金不足比率

平成19年6月に公布された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、地方自治体が財政の健全性を判断するための指標「健全化判断比率」と、公営企業会計ごとに経営状況を明らかにする指標「資金不足比率」について議会への報告と住民への公表が、平成19年度決算から義務付けられました。法律に基づき平成20年度決算における状況をお知らせします。 ☎財務課 ☎84-0322

【表1】平成20年度決算に基づく健全化判断比率 (単位：%)

	開成町の比率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率 ※1	—	15.0	20.0
連結実質赤字比率 ※2	—	20.0	40.0
実質公債費比率 ※3	14.1 (平成19年度 15.4%)	25.0	35.0
将来負担比率 ※4	65.1 (平成19年度 106.6%)	350.0	

(備考) 実質赤字額または連結実質赤字額がない場合は「—」で表示

【表2】平成20年度決算に基づく公営企業の資金不足比率 (単位：%)

特別会計の名称	開成町の比率	経営健全化基準
下水道事業特別会計	—	20.0
水道事業会計	—	

(備考) 資金不足比率が算定されない場合は「—」で表示

比率の説明

- ※1 実質赤字比率
一般会計等(開成町の場合は、給食事業特別会計含む)の実質的な赤字の標準財政規模に対する比率
- ※2 連結実質赤字比率
全会計を合算し全体としての実質的な赤字の標準財政規模に対する比率
- ※3 実質公債費比率
一般会計等が負担する元利償還金および準元利償還金の標準財政規模に対する比率
- ※4 将来負担比率
一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

基準の説明

健全化判断比率の各指標が早期健全化基準、財政再生基準以上になった場合や資金不足比率が経営健全化基準以上になった場合は、町に対して次のような内容が義務付けられ、行政運営が制限されます。

早期健全化基準以上になると
財政健全化計画の策定(議会の議決)、外部監査の請求が義務付けられます。

財政再生基準以上になると
財政再生計画の策定・公表が義務付けられ、計画に対する国の同意手続きが必要となり、地方債の発行も制限されます。

経営健全化基準以上となると
経営健全化計画を公営企業ごとに策定しなければなりません。

～開成町の健全化状況～

開成町の平成20年度決算における各指標は、【表1】と【表2】からわかるように、すべての指標(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、資金不足比率)において早期健全化基準および経営健全化基準を十分にクリアしています。平成21年度以降も各指標の比率を維持しながら財政運営をしていきます。